

平成28年9月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書
(平成28年度9月補正予算等関係)

生 活 環 境 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成28年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成28年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 緑豊かな自然課 砂丘事務所 くらしの安心推進課 消費生活センター 住まいまちづくり課 西部総合事務所生活環境局	1 2 6 7 12 13 16
	2 歳入歳出事項別明細書		17
	3 節の明細		31
	4 債務負担行為に関する調書	砂丘事務所他	32
	5 繰越明許費に関する調書	緑豊かな自然課 他	34

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第7号	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正について	くらしの安心推進課	35
議案第17号	鳥取県支え愛交通安全条例の設定について	くらしの安心推進課	38

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	平成27年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	水・大気環境課 他	43
報告第4号	平成27年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	水・大気環境課	44

報告番号	件名	課名等	頁
報告第10号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年7月12日専決)	住まいまちづくり課	45
	(6) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について (平成28年7月12日専決)	住まいまちづくり課	46
	(13) 鳥取県地球温暖化対策条例の一部改正について (平成28年8月16日専決)	環境立県推進課	47
	(14) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成28年8月17日専決)	住まいまちづくり課	49

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
緑豊かな自然課	1,001,201	747,380	1,748,581	377,440	<170,500> 341,000	△ 5,500	34,440	
くらしの安心推進課	212,402	23,937	236,339	6,500			17,437	
消費生活センター	107,214	33,821	141,035	33,821				
住まいまちづくり課	2,807,696	695,508	3,503,204	298,076	<386,000> 386,000		11,432	
合計	8,002,836	1,500,646	9,503,482	715,837	<556,500> 727,000	△ 5,500	63,309	県負担額 619,809
(一般会計)								
緑豊かな自然課	(新) 国立公園満喫プロジェクト等推進事業に係る補正 他							
砂丘事務所	[債務負担行為] 鳥取砂丘新発見伝事業に係る補正							
くらしの安心推進課	安心とっとり交通安全総合対策事業に係る補正 他							
消費生活センター	消費者行政推進事業に係る補正							
住まいまちづくり課	住宅・建築物耐震化総合支援事業に係る補正 他							
西部総合事務所 生活環境局	[債務負担行為] (新) 大山自然歴史館管理運営事業に係る補正							

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。
 県負担額は記載欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費
2項 環境衛生費
4目 環境保全費

緑豊かな自然課 (内線: 7200)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 国立公園満喫プロジェクト等推進事業	0	260,880	260,880	130,440	<50,000> 100,000		30,440	県負担額 80,440
トータルコスト	0	296,751	296,751	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	4.6人	4.6人	設計委託、工事発注等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成28年7月、大山隠岐国立公園が、国の「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地域に選定されたことから、国経済対策による補正予算(自然環境整備交付金)を積極的に活用し、外国人観光客の受入環境の充実を図る。

なお、同じく国経済対策補正予算(地方創生拠点整備交付金)を活用した、伯耆国「大山開山1300年祭」推進事業(環境整備)と一体的に進めることで、国立公園外も含めた広域的な環境整備を推進する。
〔国立公園満喫プロジェクト(環境省)〕

国立公園を訪日外国人観光客に楽しんでもらえる世界水準の「ナショナルパーク」へとブランド化し、より魅力のある観光資源とすることを目指すプロジェクト。全国から選定された8つの国立公園において、重点的にハード整備等が行われる。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	自然環境整備交付金 (緑豊かな自然課)	予算額	(参考) 地方創生拠点整備交付金 (西部総合事務所)	予算額
増加する利用者に対応するための自然公園施設の改修	○避難小屋改修 ・設計委託(大山頂上ほか) ・小修繕(大休峠ほか) ○登山道改修 ・工事(大山行者谷) ・設計委託(夏山登山道)	9,600 5,800 12,000 18,600		
大山寺地区の賑わい創出	○大山自然歴史館リニューアル ・設計委託 ○参道周辺の園路整備	15,000 3,000	○参道景観向上 ・電線地中化設計委託	10,000
観光客へのおもてなし環境の整備	○大山博労座駐車場改修 ・工事、設計委託 ○公衆トイレ改修、洋式化 ・設計委託(大山寺周辺)	112,900 9,030	○観光案内標識 ・道路標識裏面活用	13,500
大山を望むビューポイントや自然を楽しむアクティビティ環境の整備	○寂静山の遙拝所整備 ・設計委託 ○大山寺周辺自然歩道の多言語標識設置 ○中国自然歩道の木道改修 ・設計委託	900 12,550 12,000	○大山ビューポイント整備(展望台、休憩所) ○古道活用トレイルルート整備	53,000 10,000
奥大山、東大山、三徳山地域における施設整備の充実	○避難小屋改修 ・設計委託(駒鳥) ○中国自然歩道の整備 ・設計委託(大山滝周辺) ○公衆トイレ改修、洋式化 ・設計委託(鍵掛峠、大平原) ○登山道整備 ・設計委託(三徳山)	小計 49,500		
合計		260,880		86,500

※平成28年度から32年度までの5年間(同プロジェクト実施期間)で、集中的かつ計画的に施設改修等を進める。

3 これまでの取組状況、改善点

大山隠岐国立公園内の自然公園施設については、従来から環境省交付金事業等を活用し整備を行っているが、公共事業予算の縮小により、局所的、対症療法的な対応のみで、面的・計画的な整備を十分にできていなかった。

今回、「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地区に選定されたことから、国予算を積極的に活用し、今後外国人観光客の誘客促進に向けて面的・計画的な整備を進める。

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費
2項 環境衛生費
4目 環境保全費

緑豊かな自然課 (内線: 7200)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「『山の日』記念！みんなが主役」とつとりの山魅力発信事業	12,118	0	12,118	4,500		(基金繰入金) △4,500		
トータルコスト	15,237	0	15,237	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明	<p>【鳥取県元気づくり推進基金充当事業】 【「地方創生推進交付金」充当事業】</p> <p>地方創生推進交付金の充実に伴う財源更正。</p>							
生物多様性保全事業	17,794	0	17,794	1,000		(基金繰入金) △1,000		
トータルコスト	31,830	0	31,830	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.8人	0.0人	1.8人	-				
工程表の政策目標(指標)	住民団体等と連携し生物多様性確保のための活動を継続するとともに、生物多様性の地域計画を策定する。							
事業内容の説明	<p>【鳥取県元気づくり推進基金充当事業】 【「地方創生推進交付金」充当事業】</p> <p>地方創生推進交付金の充実に伴う財源更正。</p>							

平成28年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

緑豊かな自然課 (内線: 7872)

9目 狩猟費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) カワウ被害緊急対策事業	0	3,500	3,500				3,500	
トータルコスト	0	3,500	3,500	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	業務委託等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

カワウによる淡水魚の捕食によって内水面漁業の被害が深刻化していることから、来春の産卵期に向け、緊急的かつ総合的な鳥獣対策に取り組む。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
カワウ生態調査 (生活環境部執行)	2,000	複数県にまたがるカワウの生態について調査分析を行い、今後の対策に活用する。(専門の調査機関に委託して実施) ＜調査項目等＞ ・飛行ルート、コロニー(カワウの説明を参照)の実態調査 ・繁殖の抑制に繋がる生態行動の解明 ・来春の産卵期までに効果的な対策を展開できるよう、市町村との情報共有を図り、調査結果を有効活用
捕獲・抑制対策 (農林水産部執行)	1,500	・ドローンの活用による営巣防止対策と効果検証 ・緊急捕獲
計	3,500	

※このほか庁内プロジェクトチームによる対策会議を開催するとともに、外部有識者等で組織する抑制対策検討会(水産振興局所管)においても引き続き検討を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成27年度の県内平均生息数は500羽余りと推定されるが、中海に浮かぶ萱島(かやしま/島根県)では1,000羽以上が確認されているなど、対策は広域にわたる課題である。
- ・カワウによる被害には各河川のアユを捕食することによる漁業被害や、コロニーの糞害による樹木の枯死、悪臭等があり、県(水産振興局)では、今年度中に「鳥取県カワウ被害対策指針」を策定する予定としている。



<参考>

カワウ: 体長80cmほどで魚食性の大型の鳥。群れを作り、水辺に近い林をねぐらとし、コロニー(動物が多数集まって生活している状態)を作って繁殖する。行動範囲が広く、1日で10~20kmほど移動し、季節移動は数百キロに及ぶ場合もある。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

3目 公園費

緑豊かな自然課 (内線: 7403)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) (新) 布勢総合運動公園補助競技場等改修事業	0	483,000	483,000	241,500	<120,500> 241,000		500	県負担額 121,000
トータルコスト	0	486,119	486,119	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.4人	0.4人	工事発注、施工管理に関する業務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

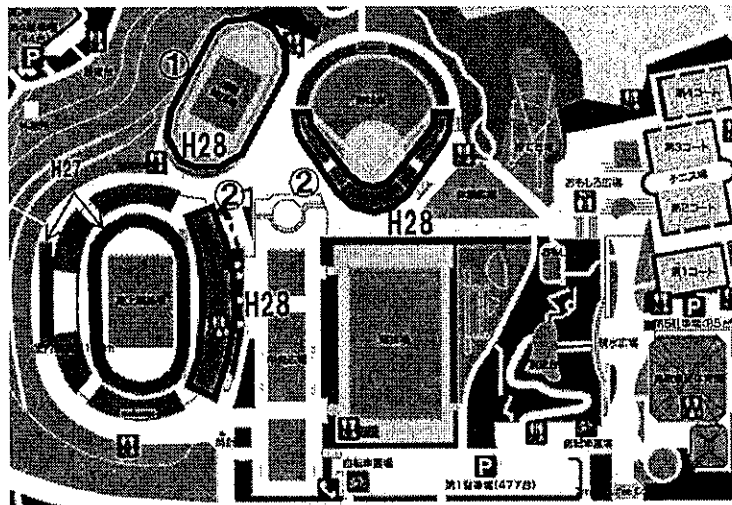
1 事業の目的・概要

平成30年9月に県内で開催が決定している「第39回全日本マスターズ陸上競技選手権大会」の受入体制及び平成32年東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン登録によるジャマイカ陸上チームキャンプ地誘致に向けた受入体制を整えるため、国経済対策による補正予算を活用し、劣化が著しい補助競技場等の舗装全面貼替えやバリアフリー対応等を進める。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
①補助競技場等改修	240,000	競技用400mトラック及びフィールド全天候舗装全面貼替え、付帯施設等の改修を行う。 ※舗装の劣化損傷が著しく、競技者から強い要望がある。 ※平成30年度の(公財)日本陸上競技連盟第3種公認検定受検(更新)等に備え、早期に改修に着手する必要がある。
②観客スタンド施設移動円滑化改修	243,000	陸上競技場及び野球場の既設観客スタンド席の更新改修、車いす利用者が移動しやすいよう段差解消改修等を行う。 ※車いす利用者が屋根下へ移動することが困難であるなど、バリアフリー改修が必要である。また、劣化損傷が著しく、利用者から強い要望がある観客席の座席については、更新改修を行う必要がある。
合計	483,000	



3 これまでの取組状況、改善点

県内随一のスポーツ拠点として施設環境の充実に努めるとともに、指定管理者による適切な管理運営を行ってきたが、建設以来30年を経過し、施設全体の老朽化やバリアフリー対策の不十分さが課題となっている。

今後も、バリアフリー環境の充実、競技力の向上や4年後の東京五輪・パラリンピックのキャンプ誘致に向けた施設改修等、更なる機能強化を目指す必要がある。

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

砂丘事務所 (0857-22-0582)

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
鳥取砂丘新発見伝事業	10,271	[債務負担行為] 10,000 0	[債務負担行為] 10,000 10,271				[債務負担行為] 10,000																	
トータルコスト	21,968	0	21,968	(補正に係る主な業務内容)																				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	イベントの公募・審査・広報・実施支援、補助金交付等																				
工程表の政策目標(指標)	砂丘における魅力的な情報発信、イベントの実施																							
事業内容の説明																								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取砂丘の新しいイメージを創出し、広く全国に向けた情報発信を行うため、鳥取砂丘の新たな魅力を発見する様々なイベントを民間から公募し、各イベント主催者に補助金を交付する「鳥取砂丘新発見伝事業」について、平成29年度当初からの円滑なイベント実施に向けて、今年度からイベントの公募・決定を進める必要があることから、同事業を実施する鳥取砂丘再生会議への負担金について債務負担行為を設定する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 鳥取砂丘新発見伝イベント イベント主催者に対する支援、イベント主催者と連携した広報活動等を行う。</p> <p>(2) 平成29年度事業費 20,000千円 (負担内訳) 鳥取県 10,000千円 鳥取市 10,000千円</p> <p>(3) スケジュール</p> <table border="0"> <tr> <td>平成28年11月</td> <td>～</td> <td>平成29年1月</td> <td>イベント公募</td> </tr> <tr> <td>平成29年1月</td> <td>～</td> <td>平成29年2月</td> <td>応募イベントの審査、開催イベント決定</td> </tr> <tr> <td>平成29年2月</td> <td>～</td> <td>平成29年4月</td> <td>各イベントの準備・広報</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月以降</td> <td></td> <td></td> <td>各イベントの実施</td> </tr> </table>									平成28年11月	～	平成29年1月	イベント公募	平成29年1月	～	平成29年2月	応募イベントの審査、開催イベント決定	平成29年2月	～	平成29年4月	各イベントの準備・広報	平成29年4月以降			各イベントの実施
平成28年11月	～	平成29年1月	イベント公募																					
平成29年1月	～	平成29年2月	応募イベントの審査、開催イベント決定																					
平成29年2月	～	平成29年4月	各イベントの準備・広報																					
平成29年4月以降			各イベントの実施																					

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課（内線：7159）

3目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
安心とっとり交通安全総合対策事業	3,029	5,378	8,407				5,378	
トータルコスト	7,708	5,378	13,086	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	交通安全条例の普及啓発、補助金事務				
工程表の政策目標（指標）	交通事故の発生件数、交通事故による死者数を減少させる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「日本一交通事故の少ない鳥取県」、「障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる共生社会」の実現に向けた交通安全対策を推進するため、障がいや年齢等により、交通安全の確保に向けて特に配慮が必要となる障がい者、高齢者、子ども、自転車に係る配慮事項を重点化した「鳥取県支え愛交通安全条例」の制定を進めており、同条例を実効性のあるものとしていくため、県民への普及啓発を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	内容
交通安全条例普及啓発事業	1,730	条例制定を広く県民等に周知するとともに、交通安全確保に向けた取組を推進するため普及啓発を図る。 ・ポスター、チラシ作成配布 ・新聞啓発広報
保健指導を活用した安全運転普及モデル事業	3,432	近年、高齢ドライバーによる重大事故が多発していることから、65歳以上の高齢者によるASV（先進安全自動車）の購入について、認知機能検査と保健指導等を受けることを要件として支援を行うことにより、高齢者の安全運転の向上を図る。 【対象となる車両】（以下の装備を全て搭載するもの） ・自動ブレーキ ・車両逸脱警報（又はレーンキープアシスト） ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置 【補助金額】 1台当たり3万円（定額） 100台分 【その他】 （一社）日本自動車販売協会連合会鳥取県支部及び（一社）全国軽自動車協会連合会鳥取事務所へ委託実施する。
出前型交通安全講習開催事業	216	運転免許を保有していない高齢者を対象に、地域における交通安全講習受講の機会を増やすため、（一社）鳥取県指定自動車学校協会に委託して、自動車教習所指導員等による出前型交通安全講習を実施する。
合計	5,378	

3 これまでの取組状況、改善点

- 市町村、警察、関係機関などと連携した交通安全対策を推進し、交通事故の発生件数、負傷者数ともに11年連続で減少傾向にあるが、交通死亡事故は平成25年に25人となって以降、平成26年から2年連続で増加している。
- 交通事故死者に占める高齢者割合が5割以上と高く、高齢者が加害者となる交通事故の割合も増加傾向にあり、より一層の高齢者対策を推進していくことが必要である。

（交通死亡事故の推移） ※括弧内の数字は高齢者の死者数 （単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
死者数	26 (18)	30 (16)	25 (11)	34 (20)	38 (21)

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民政費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課 (内線: 7183)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪のないまちづくり普及啓発事業	2,446	1,475	3,921				1,475	
トータルコスト	9,464	1,475	10,939	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.9人	0.0人	0.9人	防犯カメラ設置・運用指針の普及啓発				
工程表の政策目標(指標)	犯罪発生件数を平成28年までに6.9件/千人とする。 鳥取県優良防犯施設の認定を延べ100施設とする。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため、「犯罪のないまちづくり推進条例」を一部改正し、事業者の地域における防犯環境整備への協力に関する事項及び防犯カメラを設置・運用する場合の人権配慮に係る事項等を新たに規定するとともに、防犯カメラの適正な設置・運用の参考となる「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を策定することを進めており、これを実効性のあるものとしていくために、県民及び事業者への普及啓発を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
条例改正及び指針策定に係る普及啓発事業	1,475	条例改正及び指針策定について広く県民及び事業者等に周知するとともに、犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため普及啓発を図る。 ・指針(リーフレット)作成配布 ・新聞啓発広報

3 これまでの取組状況、改善点

平成27年中の刑法犯認知件数は3,388件(前年比△689件)であり、平成16年から12年連続で減少した。

(単位: 件)

	平成25年	平成26年	平成27年
刑法犯認知件数	4,279	4,077	3,388
増減(対前年)	△34	△202	△689

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民政費

1 項 社会福祉費

くらしの安心推進課 (内線: 7183)

1 目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪被害者等相談・支援事業	8,296	3,173	11,469				3,173	
トータルコスト	19,993	3,173	23,166	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	性暴力被害者支援、補助金事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

急性期(被害直後～概ね6か月)の性暴力被害者の支援を目的として、関係機関・団体が連携して組織する性暴力被害者支援対策協議会(仮称)の活動を支援することで、本県における性暴力被害者支援体制を早期に構築することを目指す。

協議会では今秋、県内2箇所窓口を設置し、急性期の被害者が直接相談できる体制を整備することから、このために必要となる活動を支援する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
性暴力被害者支援連携事業補助金 [事業主体] 性暴力被害者支援対策協議会(仮称) [補助率] 10/10	3,173	<急性期被害者支援の充実> (1,152千円) ・精神科医療の提供 ・カウンセリングの提供 ・法的支援の提供 ・緊急避妊薬等購入 ----- <相談窓口開設等経費> (2,645千円) ・窓口開設経費(2箇所) ・西部窓口人件費 ----- <広報・啓発費> (1,783千円) ・窓口開設記念公開講座開催経費 ----- <事業計画の変更によるもの> (△2,407千円)
合計	3,173	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成25年度から性暴力被害者支援に関係する機関・団体と情報共有・意見交換を行っている。
- ・平成26年4月には関係機関・団体と性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会を立ち上げ、性暴力被害者の方が安心して相談できる体制を構築するための検討を進めている。
- ・平成27年10月には既存の医療機関のネットワーク等を活用し、急性期被害者へ支援を提供する仕組みを暫定的に整えた。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課 (内線: 7284)

2目 食品衛生指導費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食の安全・安心HACCP (ハサップ) 推進事業	29,148	13,000	42,148	6,500			6,500	
トータルコスト	38,506	13,000	51,506	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.2人	0.0人	1.2人	HACCP認定取得のための施設設備費補助				
工程表の政策目標(指標)	-							

【「地方創生推進交付金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

食中毒の発生防止及び食品衛生法に違反する食品等の製造防止につなげるなど、食品の安全性の向上を図ることを目的として、県内食品製造施設等へのHACCPの導入を推進する。

※HACCPとは、食品の製造・加工工程の微生物汚染等の危害を予め分析し、その結果に基づき、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

2 主な事業内容

鳥取県食品衛生条例に基づく鳥取県HACCP適合施設の認定取得に取り組む食品製造施設等による施設整備等に係る補助事業について、今後予算額の不足が見込まれることから増額補正を行う。

(補助内容)

実施主体	鳥取県HACCP適合施設の認定取得に取り組む事業者
補助率	1/2 (上限額: 3,000千円/件)
対象経費	鳥取県HACCP適合施設の認定取得に係る施設・設備の整備

区分	金額	備考
当初予算額	29,148千円 (うち補助金額 18,000千円)	6事業者
所要見込額	42,148千円 (うち補助金額 31,000千円)	19事業者
補正予算額	13,000千円 (うち補助金額 13,000千円)	

(参考) 鳥取県HACCP適合施設認定数 32施設38業種 (平成28年7月末時点)

平成28年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

くらしの安心推進課 (内線: 7601)

4目 計量検定費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
計量検定事業	3,143	911	4,054				911	
トータルコスト	21,858	911	22,769	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.4人	0.0人	2.4人	分銅倉庫の仮移転				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

計量法に定められている検定検査等を実施することにより計量の秩序を確保するとともに、県民に適正計量の重要性を広く周知する。

2 主な事業内容

計量法に定められている検定検査等を適正に実施するため、県内3箇所に設置している計量検定施設のうち、老朽化し建替を検討していた米子市内の大型分銅倉庫(米子市夜見町)について、隣接する企業組合の事業拡張に伴い売却する見込みとなったため、代替倉庫を確保するまでの間、西部総合事務所福祉保健局の車庫を大型分銅の仮置保管場所とする。

(単位: 千円)

予算額	内容
911	分銅積み降ろし業務委託等

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター (0859-34-2705)

7目 消費者支援対策費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費者行政推進事業	19,017	33,821	52,838	33,821				
トータルコスト	32,274	33,821	66,095	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.7人	0.0人	1.7人	交付金事務、企画調整				
工程表の政策目標(指標)	【相談体制の充実・強化】委託先NPO、市町村と連携した相談体制の強化							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 国経済対策による補正予算を活用し、消費者行政推進のための事業を切れ目なく実施する。								
2 主な事業内容								
(1) 地域見守りネットワーク化事業(予算額：2,000千円) 地域見守りの担い手となるべき者が一堂に会し、消費生活トラブルを防止するための連携方法や具体的な事例を学ぶとともに、消費者安全確保地域協議会の設立を目指した取組を進めるための研修会を開催する。(実施はNPO法人コンシューマーズサポート鳥取に委託。東・中・西で各1回開催)								
(2) 市町村消費者行政推進交付金(予算額：31,821千円) 市町村が取り組む消費生活相談体制の整備や啓発講座開催などの消費者行政推進事業に対し助成する。								
3 これまでの取組状況、改善点								
(1) 地域見守りネットワーク化事業 従来それぞれの分野で活動を行ってきた地域見守りの担い手に対して、平成27年度から研修会を開催し、相互にその守備範囲やニーズを確認し合い、消費者被害を防止するための連携方法や情報共有のあり方について学び、実践につなげているところであるが、消費者被害を更に減少させていくためには、見守り活動の中での気づきや異変を消費生活相談につなげる必要がある。								
(2) 市町村消費者行政推進交付金 平成21年度から消費者行政活性化基金(平成27年度から地方消費者行政推進交付金)を活用し、市町村においても県と連携し、地域の実情に応じた消費者行政を行っている。 ○相談窓口の開設や拡充、相談員の配置 ○メディアやグッズを活用した啓発・広報 ○弁護士等の専門家を活用した講座の開催 など								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課（内線：7391）

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	114,816	9,000	123,816				9,000	
トータルコスト	122,614	9,000	131,614	（補正に係る主な業務内容） 周知説明、補助金事務				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人					
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大規模な地震の発生に備え、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を促進するため、耐震診断から改修に要する費用の一部を助成するとともに、耐震対策に必要な人材の育成、その他県民が安心して耐震化に取り組むことができる環境を総合的に整備する。

今年4月に発生した熊本地震による被災状況を教訓に、県内の耐震化を一層促進するため、補助制度の拡充を行う。

2 主な事業内容

(1) 熊本地震の教訓を踏まえた制度拡充

○新耐震基準で建てられた住宅への対象拡大（予算額：4,500千円）

・昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された住宅まで、耐震診断・設計・改修の補助対象を拡大する。

項目	補助率等
耐震診断	（所有者負担有） 2/3（国1/3、県1/6、市町村1/6）
	（所有者負担無） 10/10（国1/2、県1/4、市町村1/4）
改修設計	2/3（国1/3、県1/6、市町村1/6）
耐震改修	1/3（国1/6、県1/12、市町村1/12） ※補助限度額100万円

現行制度と同じ

（参考）現行の耐震改修の補助制度

対象：昭和56年5月31日以前に建築された住宅

項目	補助率等
耐震改修	①33%（工事前のIw値>0.3） <国16.5%、県8.25%、市町村8.25%>
	②43%（工事前のIw値≤0.3） <国21.5%、県10.75%、市町村10.75%>

○避難所等の吊り天井の耐震対策の追加 ※制度改正のみ

・平成26年3月31日以前に建築された建築物にある特定天井（高さ6m、水平投影面積200㎡、質量2kg/㎡超の吊り天井）の耐震対策を新たに支援する。

耐震改修	避難所等	1/3（国1/6、県1/12、市町村1/12）	補助上限無し
	その他	23%（国11.5%、県5.75%、市町村5.75%）	補助上限無し

(2) 鳥取県耐震改修促進計画の耐震化目標達成に向けた制度拡充

- 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）の住宅の耐震改修補助率の拡充（予算額：4,500千円）
- ・補助率を2/3に拡充し、低コスト耐震改修工法普及との相乗効果で所有者負担を軽減させることで、耐震化を加速させる。

	拡充内容	現行
耐震改修	※平成30年度末までの3年間限定 補助率：2/3（国1/3、県1/6、市町村1/6） 限度額：100万円（国50万円、県25万円、市町村25万円）	補助率：33%（工事前のI _w 値>0.3） （国16.5%、県8.25%、市町村8.25%） 43%（工事前のI _w 値≤0.3） （国21.5%、県10.75%、市町村10.75%） 限度額：100万円（国50万円、県25万円、市町村25万円）

(3) 国の支援に合わせた制度拡充 ※制度改正のみ

- 除却に対する支援の追加（国の要綱では平成28年度から制度化）

除却	住宅	23%（国11.5%、県5.75%、市町村5.75%）※補助限度額：822千円/戸
	建築物	23%（国11.5%、県5.75%、市町村5.75%）※補助限度額：耐震改修相当額(相当額)限度額

- 耐震改修・建替え・除却への補助対象建築物の追加

耐震改修	緊急輸送道路沿道	1/3（国1/6、県1/12、市町村1/12）	補助上限無し
建替え	避難路沿道	23%（国11.5%、県5.75%、市町村5.75%）	補助上限無し
除却	避難所等（除却は除く）	1/3（国1/6、県1/12、市町村1/12）	補助上限無し

※耐震診断、改修設計は従前から補助対象

(4) その他活用しやすい制度への見直し ※制度改正のみ

- 大規模建築物等の耐震改修支援に係る運用見直し
- ・複数年度にわたる耐震改修工事（債務負担行為）が可能となるよう支援に係る運用を見直す。（見直し内容：補助要綱を改正し、複数年度にわたる耐震改修工事費を補助対象とする。）

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成27年度末時点の住宅の耐震化率は約78%であるが、以下の取組や支援制度の拡充等により、「鳥取県耐震改修促進計画（平成28年4月改正）」に基づき、平成32年度末までに耐震化率を約89%まで引き上げることとしている。
- ・県民が安心して耐震化に取り組む環境づくりのため、無料相談会や講習会等への助成を行うとともに、一定条件を満たす木造住宅耐震化業者の登録制度を実施し、登録業者をホームページ等で公表している。
- ・耐震化の推進に向けて、地域学習会や説明会等を実施するとともに、新たに、低コスト耐震改修工法の普及を進めており、支援制度の活用と併せて住宅の耐震化率向上に取り組んでいる。
- ・震災等が起こった場合に備え、講習会や実地訓練により応急危険度判定士の養成を行っている。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	債務負担行為 185,237	債務負担行為 447,464	債務負担行為 632,701	債務負担行為 194,876	債務負担行為 237,000 <386,000>		債務負担行為 15,588	県負担額 388,432
	1,135,272	686,508	1,821,780	298,076	386,000		2,432	
トータルコスト	1,171,923	686,508	1,858,431	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	4.7人	0.0人	4.7人	公営住宅の整備、大規模改修				
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅（約1,600戸）のうち全面的な改善が適当と判断された住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、国経済対策による補正予算を活用して全面的改善を実施する。

また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善（断熱・省エネ改修等）または、個別の大規模改修を実施する。

2 主な事業内容

(1) 公営住宅整備事業（全面的改善等） 337,751千円

団地名	位置	構造・階数	戸数	備考
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善（8期）工事、 （9期）設計
緑町第二	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善（1期）設計
ひばりが丘	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善（4期）工事
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善（4期）設計

(2) 大規模改修事業 348,757千円

- ・外壁・屋上改修工事（末恒第二団地他 計9団地14棟）
- ・居住性向上改修工事（庄内団地 計1団地1棟）
- ・バリアフリー改修工事（面影団地集会所他 計3団地3棟）
- ・給湯器浴槽取替工事（末恒第一団地 計1団地2棟）

3 これまでの取組状況、改善点

- ・社会資本総合整備計画「鳥取県地域住宅計画（Ⅲ期）」及び鳥取県公営住宅等長寿命化計画に基づき改修事業を計画的に実施している。
- ・近年、建築工事費が上昇していることから、費用対効果を踏まえた部材を活用するなど、コスト削減に努めている。

（注）起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 大山自然歴史館管理運営事業	0	(債務負担行為) 157,365 0	(債務負担行為) 157,365 0				(債務負担行為) 157,365 0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	指定管理者の募集、選定、指定事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大山自然歴史館の管理運営については、民間活力を活用して、多様なニーズに対応した事業実施と管理運営の効率化による経費の節減を図るため、平成24年度から指定管理者制度を導入しており、現指定管理者の指定期間が満了する平成29年度以降も引き続き指定管理者により管理運営を実施する。

2 主な事業内容

公募により選定した事業者により管理運営を行う。

(1) 指定管理者に行わせる業務等

- ① 国立公園である大山のビジターセンターとして、その豊かな自然、歴史及び文化を発信し、大山の魅力を体験できる自然観察会などの開催による施設の効果的な利用促進に関する業務
- ② 同館の施設設備の維持管理に関する業務
- ③ 同館の利用制限に関する業務
- ④ その他、同館の管理運営に必要な業務

(2) 指定管理者の選定方法

公募により指定する。

(3) 指定期間

5年間（平成29年度～平成33年度）

(4) 債務負担行為限度額

157,365千円（31,473千円／年×5年）

(5) 指定管理者選定スケジュール（案）

平成28年	10月～11月	指定管理者の募集
	12月	指定管理候補者の選定
平成29年	2月議会	指定管理者の指定
	3月	協定の締結
	4月1日	指定管理者による管理開始

3 これまでの取組状況、改善点

大山自然歴史館は大山のビジターセンターとして、訪れた人に大山をより深く楽しんでいただくための展示、情報提供や事業企画を展開してきた。

【近年の入館者数の推移】

（単位：人）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
68,286	66,658	66,478	59,115	61,867

【これまでの取組状況】

- ・大山の山岳情報や文化・歴史、動植物に関する展示の充実を図った。
- ・専門職員とボランティアが連携して自然観察会などの館外事業の充実を図った。

【今後強化すべき事項】

- ・海外からの利用者も見据えた展示ストーリーの展開
- ・日本遺産認定、平成30年の大山開山1300年等を踏まえた情報発信

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	2款 総務費								
				うち生活環境部					
				2項 企画費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	541,040	36	541,076	7,921		7,921	5,629		5,629
2 給料	2,917,486		2,917,486	14,996		14,996	14,996		14,996
3 職員手当等	4,480,023		4,480,023	7,720		7,720	7,720		7,720
4 共済費	1,159,905		1,159,905	6,654		6,654	6,276		6,276
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	20,848		20,848						
7 貸金	36,107		36,107						
8 報償費	276,767	966	277,733	978		978	978		978
9 旅費	248,815	538	249,353	1,775		1,775	710		710
費用弁償	29,366	12	29,378	341		341	341		341
普通旅費	164,106		164,106	1,203		1,203	138		138
特別旅費	55,343	526	55,869	231		231	231		231
10 交際費	3,600		3,600						
11 需用費	567,390		567,390	4,731		4,731	1,372		1,372
12 役務費	547,747		547,747	1,598		1,598	285		285
13 委託料	5,181,154	63,225	5,244,379	11,528	2,378	13,906	363	2,378	2,741
14 使用料及び賃借料	681,207	400	681,607	242		242	242		242
15 工事請負費	2,552,065	91,655	2,643,720	111,900		111,900			
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	141,271	8,000	149,271	30		30	30		30
19 負担金、補助及び交付金	8,058,663	389,038	8,447,701	20,713	3,000	23,713	20,414	3,000	23,414
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200						
24 投資及び出資金									
25 積立金	3,130,311		3,130,311						
26 寄附金	198,478		198,478						
27 公課費	361		361						
28 繰出金									
予備費									
計	30,915,938	553,858	31,469,796	190,786	5,378	196,164	59,015	5,378	64,393
財源									
内 国庫支出金	2,168,436	43,722	2,212,158	131,501		131,501			
内 地方債	3,186,000	342,000	3,528,000						
内 その他	4,243,147		4,243,147	439		439	428		428
内 職一般財源	21,318,355	168,136	21,486,491	58,846	5,378	64,224	58,587	5,378	63,965

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	2款 総務費		
		うち生活環境部		
		2項 企画費		
		3目 交通対策費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	4,392		4,392
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	700		700
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費			
9	旅費	281		281
	費用弁償	172		172
	普通旅費	109		109
	特別旅費			
10	交際費			
11	需用費	1,296		1,296
12	役務費	145		145
13	委託料	363	2,378	2,741
14	使用料及び賃借料	219		219
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	30		30
19	負担金、補助及び交付金	7,666	3,000	10,666
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	15,092	5,378	20,470
財	国庫支出金			
源	地方債			
内	その他	20		20
取	一般財源	15,072	5,378	20,450

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費								
				うち生活環境部					
							1項 社会福祉費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	416,613	1,349	417,962	10,564		10,564	10,564		10,564
2 給料	1,578,329		1,578,329	18,745		18,745	18,745		18,745
3 職員手当等	906,467		906,467	9,650		9,650	9,650		9,650
4 共済費	628,292		628,292	8,846		8,846	8,846		8,846
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	3,417		3,417	2,644		2,644	2,644		2,644
8 報償費	78,833	100	78,933	4,052		4,052	4,052		4,052
9 旅費	69,401	150	69,551	4,533		4,533	4,533		4,533
費用弁償	10,433		10,433	986		986	986		986
普通旅費	35,937		35,937	1,805		1,805	1,805		1,805
特別旅費	23,031	150	23,181	1,742		1,742	1,742		1,742
10 交際費									
11 需用費	187,955	1,609	189,564	4,154		4,154	4,154		4,154
12 役務費	86,836		86,836	2,985		2,985	2,985		2,985
13 委託料	3,079,372	22,212	3,101,584	56,027	3,475	59,502	56,027	3,475	59,502
14 使用料及び賃借料	80,010		80,010	2,331		2,331	2,331		2,331
15 工事請負費	210,055		210,055						
16 原材料費									
17 公有財産購入費	500		500						
18 備品購入費	27,145	622	27,767	20		20	20		20
19 負担金、補助及び交付金	35,898,026	109,812	36,007,838	33,474	34,994	68,468	33,474	34,994	68,468
20 扶助費	1,754,614		1,754,614						
21 貸付金	40,040	2,880	42,920	200		200	200		200
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	60,026		60,026						
24 投資及び出資金									
25 積立金	307,314	6,680	313,994	19		19	19		19
26 寄附金	1,250		1,250						
27 公課費	94		94						
28 繰出金	3,180		3,180						
予備費									
計	45,417,769	145,414	45,563,183	158,244	38,469	196,713	158,244	38,469	196,713
財源	国庫支出金								
内	地方債								
内	その他								
訳	一般財源								

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	3款 民生費					
		うち生活環境部					
		1項 社会福祉費					
		1目 社会福祉総務費			7目 消費者支援対策費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
	1 報酬	300		300	10,264		10,264
	2 給料				18,745		18,745
	3 職員手当等				9,650		9,650
	4 共済費				8,846		8,846
	5 災害補償費						
	6 恩給及び退職年金						
	7 貸金				2,644		2,644
	8 報償費	284		284	3,768		3,768
	9 旅費	547		547	3,986		3,986
	費用弁償	57		57	929		929
	普通旅費	305		305	1,500		1,500
	特別旅費	185		185	1,557		1,557
	10 交際費						
	11 需用費	513		513	3,641		3,641
	12 役務費	685		685	2,300		2,300
	13 委託料		1,475	1,475	56,027	2,000	58,027
	14 使用料及び賃借料	195		195	2,136		2,136
	15 工事請負費						
	16 原材料費						
	17 公有財産購入費						
	18 備品購入費				20		20
	19 負担金、補助及び交付金	13,141	3,173	16,314	20,333	31,821	52,154
	20 扶助費						
	21 貸付金				200		200
	22 補償、補填及び賠償金						
	23 償還金、利子及び割引料						
	24 投資及び出資金						
	25 積立金				19		19
	26 寄附金						
	27 公課費						
	28 繰出金						
	予備費						
	計	15,665	4,648	20,313	142,579	33,821	176,400
財源	財国庫支出金				58,813	33,821	92,634
	地方債						
	その他				75		75
訳	一般財源	15,665	4,648	20,313	83,691		83,691

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	4款 衛生費								
				うち生活環境部					
							2項 環境衛生費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	170,337	324	170,661	68,447		68,447	47,697		47,697
2 給料	1,514,596		1,514,596	764,796		764,796	337,410		337,410
3 職員手当等	872,906		872,906	402,515		402,515	180,623		180,623
4 共済費	586,348		586,348	294,637		294,637	132,379		132,379
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	13,446		13,446						
8 報償費	53,517	648	54,165	19,078		19,078	18,668		18,668
9 旅費	74,933	289	75,222	30,029		30,029	24,817		24,817
費用弁償	8,878	109	8,987	3,707		3,707	3,432		3,432
普通旅費	36,358		36,358	16,574		16,574	12,381		12,381
特別旅費	29,697	180	29,877	9,748		9,748	9,004		9,004
10 交際費									
11 需用費	251,259	5,357	256,616	106,901		106,901	61,736		61,736
12 役務費	66,911	1,117	68,028	30,396		30,396	24,510		24,510
13 委託料	1,073,621	126,354	1,199,975	558,969	121,330	680,299	459,142	121,330	580,472
14 使用料及び賃借料	74,651		74,651	42,681		42,681	38,166		38,166
15 工事請負費	153,155	139,550	292,705	153,155	139,550	292,705	115,889	139,550	255,439
16 原材料費	500		500	500		500	500		500
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	44,646	2,081	46,727	34,936		34,936	21,049		21,049
19 負担金、補助及び交付金	4,993,778	1,132,007	6,125,785	880,902	13,000	893,902	877,791	13,000	890,791
20 扶助費	1,404,822		1,404,822						
21 貸付金	1,049,512		1,049,512						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	24,348	363,081	387,429						
24 投資及び出資金									
25 積立金	473,164	1,325,555	1,798,719	13,920		13,920	13,920		13,920
26 寄附金	54,250		54,250	20,050		20,050	20,050		20,050
27 公課費	43		43						
28 繰出金									
予備費									
計	12,950,743	3,096,363	16,047,106	3,421,912	273,880	3,695,792	2,374,347	273,880	2,648,227
財 国庫支出金	2,327,178	1,090,625	3,417,803	527,744	142,440	670,184	527,744	142,440	670,184
源 地方債	79,000	100,000	179,000	35,000	100,000	135,000		100,000	100,000
内 そ の 他	786,953	1,429,186	2,216,139	160,348	△5,500	154,848	158,523	△5,500	153,023
訳 一般財源	9,757,612	476,552	10,234,164	2,698,820	36,940	2,735,760	1,688,080	36,940	1,725,020

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費					
		うち生活環境部					
		2項 環境衛生費					
		2目 食品衛生指導費			4目 環境保全費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	2,555		2,555	44,832		44,832
2	給料						
3	職員手当等						
4	共済費	350		350	6,569		6,569
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金						
8	報償費	10,528		10,528	8,043		8,043
9	旅費	4,951		4,951	19,263		19,263
	費用弁償	136		136	3,258		3,258
	普通旅費	2,525		2,525	9,291		9,291
	特別旅費	2,290		2,290	6,714		6,714
10	交際費						
11	需用費	20,639		20,639	39,183		39,183
12	役務費	3,447		3,447	20,292		20,292
13	委託料	16,141		16,141	441,823	121,330	563,153
14	使用料及び賃借料	2,878		2,878	34,660		34,660
15	工事請負費				115,889	139,550	255,439
16	原材料費				500		500
17	公有財産購入費						
18	備品購入費	8,774		8,774	11,843		11,843
19	負担金、補助及び交付金	19,960	13,000	32,960	832,874		832,874
20	扶助費						
21	貸付金						
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金						
25	積立金				13,920		13,920
26	寄附金				20,050		20,050
27	公課費						
28	繰出金						
	予備費						
	計	90,223	13,000	103,223	1,609,741	260,880	1,870,621
財源	国库支出金	3,405	6,500	9,905	510,902	135,940	646,842
	地方債					100,000	100,000
内	その他	46,286		46,286	41,087	△5,500	35,587
訳	一般財源	40,532	6,500	47,032	1,057,752	30,440	1,088,192

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	6款 農林水産業費									
	款項目			うち生活環境部						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	4項 林業費			
							補正前	補正額	補正後	
1	報酬	370,882		370,882	8,429		8,429	8,429		8,429
2	給料	2,410,607		2,410,607	3,749		3,749			
3	職員手当等	1,250,017		1,250,017	1,930		1,930			
4	共済費	946,415		946,415	2,704		2,704	1,310		1,310
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	660		660						
8	報償費	47,436	144	47,580	789		789	789		789
9	旅費	98,571	340	98,911	1,194		1,194	902		902
	費用弁償	6,074		6,074	223		223	223		223
	普通旅費	82,280	244	82,524	645		645	353		353
	特別旅費	10,217	96	10,313	326		326	326		326
10	交際費									
11	需用費	509,124	63	509,187	7,358		7,358	7,021		7,021
12	役務費	133,225	277	133,502	778		778	600		600
13	委託料	1,754,440	280,426	2,034,866	34,837	3,500	38,337	34,837	3,500	38,337
14	使用料及び賃借料	157,633	175	157,808	2,025		2,025	1,832		1,832
15	工事請負費	3,647,762	4,212,676	7,860,438						
16	原材料費	3,687		3,687						
17	公有財産購入費	54,914	△19,895	35,019						
18	備品購入費	73,020	181,512	254,532	77		77	77		77
19	負担金、補助及び交付金	11,030,443	4,963,663	15,994,106	103,590		103,590	5,767		5,767
20	扶助費									
21	貸付金	564,212		564,212						
22	補償、補填及び賠償金	338,055	△10,330	327,725						
23	償還金、利子及び割引料	126,845	15,179	142,024						
24	投資及び出資金	10		10						
25	積立金	737,157	41,850	779,007						
26	寄附金									
27	公課費	338		338						
28	繰出金	207,831		207,831						
	予備費									
	計	24,463,284	9,666,080	34,129,364	167,460	3,500	170,960	61,564	3,500	65,064
財	国庫支出金	6,560,206	6,084,772	12,644,978	68,711		68,711	5,552		5,552
源	地方債	1,904,000	2,019,000	3,923,000						
内	その他	3,242,837	1,439,470	4,682,307	4,197		4,197	4,120		4,120
訳	一般財源	12,756,241	122,838	12,879,079	94,552	3,500	98,052	51,892	3,500	55,392

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	6款 農林水産業費		
		補正前	補正額	補正後
		うち生活環境部		
		4項 林業費		
		9目 狩猟費		
1	報酬	8,429		8,429
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	1,310		1,310
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	789		789
9	旅費	902		902
	費用弁償	223		223
	普通旅費	353		353
	特別旅費	326		326
10	交際費			
11	需用費	7,021		7,021
12	役務費	600		600
13	委託料	34,837	3,500	38,337
14	使用料及び賃借料	1,832		1,832
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	77		77
19	負担金、補助及び交付金	5,767		5,767
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	61,564	3,500	65,064
財源内訳	国庫支出金	5,552		5,552
	地方債			
	その他	4,120		4,120
	一般財源	51,892	3,500	55,392

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	7款 商工費								
	うち生活環境部			2項 工鉱業費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	97,226	72	97,298	14,501		14,501			
2 給料	453,629		453,629	11,247		11,247	11,247		11,247
3 職員手当等	233,530		233,530	5,790		5,790	5,790		5,790
4 共済費	213,219		213,219	6,173		6,173	4,182		4,182
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金									
8 報償費	688,845	50	688,895	1,294		1,294	54		54
9 旅費	83,098	351	83,449	3,013		3,013	700		700
費用弁償	18,121	351	18,472	544		544			
普通旅費	51,373		51,373	2,410		2,410	700		700
特別旅費	13,604		13,604	59		59			
10 交際費									
11 需用費	62,329		62,329	7,034		7,034	800		800
12 役務費	50,860		50,860	3,573		3,573	531		531
13 委託料	625,384	75,745	701,129	23,029	911	23,940		911	911
14 使用料及び賃借料	155,692		155,692	6,051		6,051	1,042		1,042
15 工事請負費	9,419	60,000	69,419	7,000		7,000			
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	10,302		10,302	6,702		6,702			
19 負担金、補助及び交付金	11,750,080	232,030	11,982,110	43,998		43,998	16		16
20 扶助費									
21 貸付金	575,057	2,100,000	2,675,057						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	332,492		332,492						
24 投資及び出資金	1,500		1,500						
25 積立金									
26 寄附金									
27 公課費	35		35						
28 繰出金	9,048		9,048						
予備費									
計	15,351,745	2,468,248	17,819,993	139,405	911	140,316	24,362	911	25,273
財源	財 国庫支出金								
	38,636	50,750	89,386	11,351		11,351			
	地 方 債								
		2,131,000	2,131,000						
	そ の 他								
	980,760		980,760	4,111		4,111	3,811		3,811
訳	一 般 財 源								
	14,332,349	286,498	14,618,847	123,943	911	124,854	20,551	911	21,462

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	7款 商工費		
		うち生活環境部		
		2項 工鉱業費		
		4目 計量検定費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬			
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	54		54
9	旅費	700		700
	費用弁償			
	普通旅費	700		700
	特別旅費			
10	交際費			
11	需用費	800		800
12	役務費	531		531
13	委託料		911	911
14	使用料及び賃借料	1,042		1,042
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	負担金、補助及び交付金	16		16
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	3,143	911	4,054
財源	国庫支出金			
	地方債			
	その他	3,143		3,143
内	一般財源		911	911

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
				うち生活環境部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 土木管理費		
							4目 建築指導費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	302,643		302,643	37,636		37,636	310		310
2 給料	1,964,476		1,964,476	221,191		221,191			
3 職員手当等	1,014,831		1,014,831	113,875		113,875			
4 共済費	776,785		776,785	86,124		86,124			
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金									
8 報償費	9,985		9,985	2,141		2,141	36		36
9 旅費	48,718		48,718	6,886		6,886	323		323
費用弁償	4,417		4,417	1,030		1,030	223		223
普通旅費	42,304		42,304	5,318		5,318	64		64
特別旅費	1,997		1,997	538		538	36		36
10 交際費									
11 需用費	832,526	106	832,632	59,859		59,859	1,509		1,509
12 役務費	170,028		170,028	12,918		12,918	75		75
13 委託料	8,127,702	1,067,972	9,195,674	913,875	70,847	984,722	2,071		2,071
14 使用料及び賃借料	251,737		251,737	21,959		21,959	1,479		1,479
15 工事請負費	21,618,394	9,891,484	31,509,878	1,275,356	1,095,085	2,370,441			
16 原材料費	9,636		9,636						
17 公有財産購入費	1,073,798	65,300	1,139,098						
18 備品購入費	301,530		301,530	27,812		27,812	32		32
19 負担金、補助及び交付金	9,675,293	953,259	10,628,552	1,092,751	9,000	1,101,751	171,053	9,000	180,053
20 扶助費									
21 貸付金	8,092		8,092	8,092		8,092			
22 補償、補填及び賠償金	1,636,716	73,326	1,710,042	12,968	3,576	16,544			
23 償還金、利子及び割引料	23,729		23,729						
24 投資及び出資金									
25 積立金	29,706		29,706	29,706		29,706			
26 寄附金									
27 公課費	8,759		8,759						
28 繰出金	1,880		1,880	1,880		1,880			
予備費									
計	47,886,964	12,051,447	59,938,411	3,925,029	1,178,508	5,103,537	176,888	9,000	185,888
財源	財 国庫支出金 14,319,252 5,927,945 20,247,197 645,825 539,576 1,185,401 3,599 3,599								
内	地 方 債 17,091,000 5,697,000 22,788,000 655,000 627,000 1,282,000								
内	そ の 他 1,667,934 70,493 1,738,427 788,346 788,346 3,066 3,066								
訳	一 般 財 源 14,808,778 356,009 15,164,787 1,835,858 11,932 1,847,790 170,223 9,000 179,223								

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
	うち生活環境部								
	5項 都市計画費						6項 住宅費		
	補正前	補正額	補正後	3目 公園費			補正前	補正額	補正後
補正前				補正額	補正後				
1 報酬	598		598	108		108	36,728		36,728
2 給料	11,247		11,247	3,749		3,749	191,199		191,199
3 職員手当等	5,790		5,790	1,930		1,930	98,435		98,435
4 共済費	4,182		4,182	1,394		1,394	74,972		74,972
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金									
8 報償費	2,015		2,015	2,015		2,015	90		90
9 旅費	1,696		1,696	935		935	4,867		4,867
費用弁償	525		525	434		434	282		282
普通旅費	670		670				4,584		4,584
特別旅費	501		501	501		501	1		1
10 交際費									
11 需用費	818		818				57,532		57,532
12 役務費	1,072		1,072				11,771		11,771
13 委託料	518,655	6,000	524,655	518,454	6,000	524,454	393,149	64,847	457,996
14 使用料及び賃借料	4,876		4,876	4,347		4,347	15,604		15,604
15 工事請負費	117,408	477,000	594,408	117,408	477,000	594,408	1,157,948	618,085	1,776,033
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	27,680		27,680	27,680		27,680	100		100
19 負担金、補助及び交付金	26,677		26,677	11,950		11,950	895,021		895,021
20 扶助費									
21 貸付金							8,092		8,092
22 補償、補填及び賠償金							12,968	3,576	16,544
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金							29,706		29,706
26 寄附金									
27 公課費									
28 繰出金	1,880		1,880						
予備費									
計	724,594	483,000	1,207,594	689,970	483,000	1,172,970	2,988,182	686,508	3,674,690
財源	7,778	241,500	249,278	4,500	241,500	246,000	634,448	298,076	932,524
内	31,000	241,000	272,000	31,000	241,000	272,000	624,000	386,000	1,010,000
内	27,394		27,394	26,813		26,813	757,886		757,886
内	658,422	500	658,922	627,657	500	628,157	971,848	2,432	974,280

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8款 土木費		
		うち生活環境部		
		6項 住宅費		
		2目 住宅建設費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	8,968		8,968
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	1,400		1,400
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	90		90
9	旅費	183		183
	費用弁償	132		132
	普通旅費	50		50
	特別旅費	1		1
10	交際費			
11	需用費	50		50
12	役務費	30		30
13	委託料	86,820	64,847	151,667
14	使用料及び賃借料	20		20
15	工事請負費	1,022,750	618,085	1,640,835
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	100		100
19	典租金、補助及び交付金	809,502		809,502
20	扶助費			
21	貸付金	8,092		8,092
22	補償、補填及び賠償金	12,968	3,576	16,544
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	29,706		29,706
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,980,679	686,508	2,667,187
財源内訳	国庫支出金	626,605	298,076	924,681
	地方債	624,000	386,000	1,010,000
	その他	40,445		40,445
	一般財源	689,629	2,432	692,061

平成28年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	147,498		147,498
2	給料	1,034,724		1,034,724
3	職員手当等	541,480		541,480
4	共済費	405,138		405,138
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	2,644		2,644
8	報償費	28,332		28,332
9	旅費	47,430		47,430
	費用弁償	6,831		6,831
	普通旅費	27,955		27,955
	特別旅費	12,644		12,644
10	交際費			
11	需用費	190,037		190,037
12	役務費	52,248		52,248
13	委託料	1,598,265	202,441	1,800,706
14	使用料及び賃借料	75,289		75,289
15	工事請負費	1,547,411	1,234,635	2,782,046
16	原材料費	500		500
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	69,577		69,577
19	負担金、補助及び交付金	2,175,428	59,994	2,235,422
20	扶助費			
21	貸付金	8,292		8,292
22	補償、補填及び賠償金	12,968	3,576	16,544
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	43,645		43,645
26	寄附金	20,050		20,050
27	公課費			
28	繰出金	1,880		1,880
	予備費			
	計	8,002,836	1,500,646	9,503,482
財源内訳	国庫支出金	1,443,945	715,837	2,159,782
	地方債	690,000	727,000	1,417,000
	その他	957,516	△5,500	952,016
	一般財源	4,911,375	63,309	4,974,684

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
2款 総務費		
2項 企画費		
3目 交通対策費		
	負担金、補助 及び交付金	・保健指導を活用した安全運転普及モデル事業購入補助金 3,000
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
	負担金、補助 及び交付金	・性暴力被害者支援連携事業補助金 3,173
7目 消費者支援対策費		
	負担金、補助 及び交付金	・市町村消費者行政推進交付金 31,821
4款 衛生費		
2項 環境衛生費		
2目 食品衛生指導費		
	負担金、補助 及び交付金	・鳥取県HACCP適合施設認定取得支援補助金 13,000
8款 土木費		
1項 土木管理費		
4目 建築指導費		
	負担金、補助 及び交付金	・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金 9,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳					
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源		
						国庫支出金	地方債	その他			
平成28年度 鳥取砂丘新築見伝事業負担金	10,000			平成29年度	10,000						10,000
平成28年度 鳥取県立大山自然歴史館指定管 理料	157,365			平成29年度から 平成33年度まで	157,365						157,365

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	一 般 財 源		
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円
平成28年度 公営住宅整備事業費	補正前の額		185,237		185,237	80,655	98,000		6,582
	補正額		447,464		447,464	194,876	237,000		15,588
	補正後の額		632,701		632,701	275,531	335,000		22,170

緑越明許費に關する調書

追加分

(単位：千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
3 民生	1 社会福祉	7 消費者対策支援費	行政費	52,838	33,821					国補正により行う交付金事業について、年度内完了が困難なため。
4 衛生	2 環境衛生	4 保全費	国立公園整備費	260,880	130,440	100,000			30,440	国補正により行う国立公園内の施設整備等について、標準工期が確保できず年度内の完成が困難なため。
8 土木	5 都市計画	3 公園	布勢総合運動公園補助修繕費	483,000	241,500	241,000			500	国補正により行う布勢総合運動公園補助競技場の改修等について、標準工期が確保できず年度内の完成が困難なため。
	6 住宅	2 住宅建設費	公営住宅整備事業費	1,821,780	164,592	216,000			612	国補正により行う公営住宅の全面的改善工事等について、標準工期が確保できず年度内の完成が困難なため。
計				2,618,498	1,158,905	557,000			81,552	

条例名等	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 防犯カメラの設置等による防犯環境整備の推進を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 事業者の責務に、事業用施設への防犯カメラの設置等により地域における防犯環境整備に協力するよう努めることを加える。 (2) 防犯カメラ設置者等は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されないようにするための措置を講ずるよう努めるものとするとともに、知事及び公安委員会は、共同してその措置の参考となるべき指針を定めることとする。 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日等 ア 施行期日は、公布日とする。 イ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 防犯環境整備（第15条-<u>第22条</u>）</p> <p>第4章 優良防犯施設の認定（<u>第23条</u>）</p> <p>第5章 犯罪被害者等の支援（<u>第24条</u>）</p> <p>第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（<u>第25条-第30条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第31条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 防犯カメラ 画像を記録媒体に保存する機能を備えたビデオカメラその他の撮影機器であって、犯罪を防止する目的で設置されるものをいう。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設（以下「<u>事業用施設</u>」<u>という。</u>）及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 事業者は、事業用施設に防犯カメラ、警察機関に通報することができる装置その他の犯罪の防止に配慮した設備等を備え、地域における防犯環境整備に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>（防犯に配慮した自動販売機の普及）</p> <p>第21条 略</p> <p>（防犯カメラの適正な設置及び運用）</p> <p>第22条 <u>不特定多数の者が出入りする場所又は旅客施設若しくは車両等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条に規定する旅客施設又は車両等をいう。）に防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯カ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 防犯環境整備（第15条-<u>第21条</u>）</p> <p>第4章 優良防犯施設の認定（<u>第22条</u>）</p> <p>第5章 犯罪被害者等の支援（<u>第23条</u>）</p> <p>第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（<u>第24条-第29条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（防犯に配慮した自動販売機の普及）</p> <p>第21条 略</p>

<p>メラ設置者等」という。)は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されないようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。</p> <p>3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。</p> <p>4 県は、防犯カメラ設置者等に対し、第1項の措置について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第22条 略</p>
<p>第23条 略</p>	<p>第23条 略</p>
<p>第24条 略</p>	<p>第24条 略</p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p>第25条 略</p>	<p>第24条 略</p>
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>
<p>第26条 略</p>	<p>第25条 略</p>
<p>(委員)</p>	<p>(委員)</p>
<p>第27条 略</p>	<p>第26条 略</p>
<p>(会長)</p>	<p>(会長)</p>
<p>第28条 略</p>	<p>第27条 略</p>
<p>(会議)</p>	<p>(会議)</p>
<p>第29条 略</p>	<p>第28条 略</p>
<p>(運営に関する細則)</p>	<p>(運営に関する細則)</p>
<p>第30条 略</p>	<p>第29条 略</p>
<p>第31条 略</p>	<p>第30条 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の項中「第24条」を「第25条」に改める。

条例名等	鳥取県支え愛交通安全条例の設定について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 交通事故のない鳥取県の実現に資するため、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車利用者の交通安全の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る県、学校等、事業者及び県民の責務並びに交通環境の整備に係る県の責務を明らかにすることにより、交通安全の確保に向けた取組を進める機運の醸成を図る。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 障がい者の交通安全 ア 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、障がい者の安全な通行を妨げないようにするとともに、障がいの特性に応じた方法で危険の存在を知らせるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。 イ 県は、アに掲げる事項、車両接近通報装置の搭載と使用、身体障害者標識及び聴覚障害者標識の表示の普及並びにこれらを表示している自動車に対する思いやり運転についての啓発を行うものとする。</p> <p>(2) 高齢者の交通安全 ア 県民等は、高齢者の安全な通行を妨げないようにするとともに、歩行し、又は自転車を利用する高齢者に危険の存在を知らせるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。 イ 高齢者は、次に掲げる事項に努めるものとする。 (ア) 夜間に道路を歩行するときの歩行者用反射材用品の着用 (イ) 自らの身体機能又は認知機能の状態を把握し、必要に応じて、医療関係者、関係行政機関その他の適切な者から運転に際して注意すべき事項等についての助言を受けよう。 ウ 県は、ア及びイに掲げる事項、高齢運転者標識の表示の普及並びにこれを表示している自動車に対する思いやり運転についての啓発を行うものとする。</p> <p>(3) 子どもの交通安全 ア 県民等は、歩行し、又は自転車を利用する子どもの安全な通行を妨げないようにするとともに、危険の存在を知らせ、必要に応じ、誘導し、注意を促すなどの配慮を行うよう努めるものとする。 イ 県は、アに掲げる事項及び幼児用補助装置の使用についての啓発を行うものとする。 ウ 通学路等を管理する者、子どもの教育に関する機関の長、子どもの保護者、地域の住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署の長は、連携して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 自転車の交通安全 ア 県民等は、自転車を適正に利用するための技能及び知識の習得に努めるものとする。 イ 自動車を運転する者は、自転車利用者の安全な通行への配慮及び自転車との安全な車間距離の確保その他の適切な運転操作を行うよう努めるものとする。 ウ 自転車利用者は、次に掲げる事項に努めるものとする。 (ア) 自転車の利用に関する法令の遵守及び歩行者、他の自転車利用者又は自動車の安全な通行の確保 (イ) 自転車損害賠償保険等への加入 (ウ) 乗車用ヘルメットの着用など自転車利用時の安全対策 エ 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、次に掲げる事項に努めるものとする。 (ア) 自転車損害賠償保険等への加入 (イ) 乗車用ヘルメットの着用 オ 事業活動において自転車を利用させる事業者又は自転車の貸付けを業とする者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。</p>

カ 自転車の小売りを業とする者は、自転車購入者に対して自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するように努めるものとする。

キ 県は、自転車損害賠償保険等への加入及び乗車用ヘルメットの着用等、自転車の安全かつ適正な利用が行われるよう啓発を行うものとする。

(5) 交通安全教育の推進

ア 県は、交通安全又は教育に関係する機関及び団体と連携して交通安全教育を推進するものとする。

イ 保育所、学校等を設置し、又は管理する者は、児童等の交通安全教育を実施するように努めるとともに、児童等が地域における交通安全に関する活動に参加できるように努めるものとする。

ウ 県民等は、家庭又は事業所における交通安全教育に努めるとともに、地域における交通安全に関する活動に参加し、又は配慮するように努めるものとする。

(6) 交通環境の整備等

県は、次に掲げる事項に努めるものとする。

ア 市町村及び国と連携して道路及び交通安全施設の整備等に係る必要な措置を講ずること。

イ 道路交通に係る移動等円滑化の推進

ウ 自動車の安全な運転の支援又は交通事故が発生した場合における被害の軽減に資する技術に関する研究開発の成果についての啓発

エ 交通安全に関する施策を推進するための必要な財政上の措置を講ずること。

(7) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県支え愛交通安全条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 障がい者の交通安全（第3条―第5条）
- 第3章 高齢者の交通安全（第6条―第9条）
- 第4章 子どもの交通安全（第10条・第11条）
- 第5章 自転車の交通安全（第12条―第17条）
- 第6章 交通安全教育の推進（第18条）
- 第7章 交通環境の整備等（第19条―第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）の道路交通の安全（以下「交通安全」という。）の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る県、学校等、事業者及び県民の責務並びに交通環境の整備に係る県の責務を明らかにすることにより、交通安全の確保に向けた取組を進める機運の醸成を図り、もって交通事故のない鳥取県の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）身体障害者標識 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条の6第2項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- （2）聴覚障害者標識 法第71条の6第1項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- （3）思いやり運転 相手の状態を認識し、それに配慮しながら運転することをいう。
- （4）高齢運転者標識 法第71条の5第3項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう。
- （5）子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- （6）幼児用補助装置 法第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置をいう。

第2章 障がい者の交通安全

（障がい者の安全な通行の確保）

第3条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、道路を通行する全ての障がい者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、次項から第4項までの規定によるほか、それぞれの障がいの特性に応じた配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

2 県民等は、白色若しくは黄色のつえを携え、又は盲導犬を連れた視覚障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該視覚障がい者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

3 県民等は、聴導犬を連れた聴覚障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該聴覚障がい者に向かい合って動作により危険があることを知らせ、誘導その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

4 県民等は、車いすを利用している身体障がい者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該身体障がい者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、介助その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

5 県は、県民等による障がい者の交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

（車両接近通報装置の搭載及び使用）

第4条 県民等は、車両接近通報装置（自動車の存在又は接近を音声その他の方法で周囲にある者に知らせる装置をいう。以下同じ。）の搭載が可能な自動車を購入する場合には、これを搭載するよう努めるものとする。

2 県民等は、車両接近通報装置が搭載されている自動車を使用するときは、これを適切に使用するよう努めるものとする。

3 県は、県民等による車両接近通報装置の搭載及び使用の啓発を行うものとする。

(身体障害者標識等表示車に対する配慮)

第5条 県は、身体障害者標識及び聴覚障害者標識の表示の普及に努めるとともに、これらを表示している自動車に対する思いやり運転が行われるよう啓発を行うものとする。

第3章 高齢者の交通安全

(高齢者の安全な通行の確保)

第6条 県民等は、道路を通行する全ての高齢者に対して、その安全な通行を妨げないようにするとともに、歩行し、又は自転車を利用する高齢者の通行への危険又は支障があると認めるときは、当該高齢者に対して、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導、介助その他の補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民等による高齢者の交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

(高齢運転者標識表示車に対する配慮)

第7条 県は、高齢運転者標識の表示の普及に努めるとともに、これを表示している自動車に対する思いやり運転が行われるよう啓発を行うものとする。

(夜間における歩行者用反射材用品の着用の推進)

第8条 高齢者は、夜間に道路を歩行するときは、歩行者用反射材用品（自動車の前照灯その他の照明を反射することによって歩行者の存在を周囲にある者に知らせることができる物をいう。以下同じ。）を着用するよう努めるものとする。

2 県は、高齢者が歩行者用反射材用品を着用するよう啓発を行うものとする。

(自らの身体機能等の状態の把握)

第9条 高齢者は、自らの身体機能又は認知機能の状態を把握するよう努めるとともに、必要に応じて、医療関係者、関係行政機関その他の適切な者から運転に際して注意すべき事項その他の安全に道路を通行するために気をつけるべき事項についての助言を受けるよう努めるものとする。

2 県は、運転を行う高齢者の交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能又は認知機能の低下が運転に及ぼす影響についての啓発を行うものとする。

第4章 子どもの交通安全

(子どもの安全な通行の確保)

第10条 県民等は、歩行し、又は自転車を利用する全ての子どもの安全な通行を妨げないようにするとともに、子どもの通行への危険又は支障があると認めるときは、当該子どもに対して、危険があることを知らせるために声をかけ、必要に応じ、誘導し、注意を促すなどの安全な通行のための配慮を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民等による子どもの交通安全を確保するための配慮が活発に行われるよう啓発を行うものとする。

3 県は、幼児用補助装置の使用についての啓発を行うものとする。

(通学路等の安全の確保)

第11条 通学路その他の子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路となっている道路（以下「通学路等」という。）を管理する者、子どもの教育に関係する機関、子どもの保護者、地域の住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署の長は、連携して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 自転車の交通安全

(自転車利用者の安全な通行の確保)

第12条 自動車を運転する者は、自転車利用者の安全な通行への配慮に努めるとともに、自転車との安全な車間距離の確保その他の適切な運転操作を行うよう努めるものとする。

(歩行者等に対する安全配慮)

第13条 自転車利用者は、自転車の利用に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の自転車利用者又は自動車の安全な通行に支障を及ぼすことのないよう努めるものとする。

(技能等の習得)

第14条 県民等は、交通安全を確保するために必要となる自転車を適正に利用するための技能及び知識の習得に努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等の加入)

第15条 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）に加入するよう努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

3 事業者は、事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

4 自転車の貸付けを業とする者は、自転車を客に利用させるために貸し付けるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

5 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(自転車利用時の安全対策)

第16条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるなど、自転車を利用する際の安全対策に努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めるものとする。

(安全かつ適正な利用の推進)

第17条 県は、自転車損害賠償保険等への加入、乗車用ヘルメットの着用等、自転車の安全かつ適正な利用が行われるよう啓発を行うものとする。

第6章 交通安全教育の推進

第18条 県は、県民等の交通安全に対する意識の高揚を図るため、交通安全又は教育に関係する機関及び団体と連携して交通安全教育を推進するものとする。

2 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校その他これに類する施設を設置し、又は管理する者は、幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童等」という。）の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が地域における交通安全に関する活動に参加できるよう努めるものとする。

3 県民等は、家庭又は事業所における交通安全教育に努めるとともに、地域における交通安全に関する活動に参加し、又は配慮するよう努めるものとする。

第7章 交通環境の整備等

(交通安全を確保するための施設の整備)

第19条 県は、市町村及び国と連携して道路及び交通安全施設の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(移動等円滑化の推進)

第20条 県は、道路交通に係る移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1項第2号に規定する移動等円滑化をいう。）の推進に努めるものとする。

(自動車の安全な運転支援等技術成果の啓発)

第21条 県は、自動車の安全な運転の支援又は交通事故が発生した場合における被害の軽減に資する技術に関する研究開発の成果についての啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第22条 県は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債	
3	民生費	1 社会福祉費	36,083,000	19,821,000	19,821,000					
4	衛生費	2 環境衛生費	7,597,000	2,438,200						2,438,200
6	農林水産業費	3 農地費	85,420,000	6,672,020	6,672,020					
		4 林業費	17,993,000	5,444,500						5,444,500
		6 農林水産業費	58,644,000	58,644,000	29,322,000					29,322,000
7	商工費	3 観光費	9,682,000	4,799,084						4,799,084
		7 商工費	73,146,000	73,146,000						
8	土木費	1 土木管理費	2,000,000	2,000,000	2,000,000					
		5 都市計画費	28,659,000	18,184,000						18,184,000
		都市公園維持費	109,830,000	68,037,880						68,037,880
		公園施設長寿命化計画策定事業費	24,000,000	24,000,000	12,000,000					12,000,000
		布勢総合運動公園バリアフリー・機能向上推進事業費	230,000,000	144,120,000					27,000,000	117,120,000
6	住宅費	6 住宅整備事業費	1,608,283,000	46,428,000	30,045,000					383,000
		生活環境部計	2,291,337,000	473,734,684	173,006,020	0	0	43,000,000	0	257,728,664

平成27年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債
1	流域下水道費								
	1	流域下水道建設事業費	170,299,000	83,182,950	199,987	41,321,975	20,660,988		21,000,000
	計		170,299,000	83,182,950	199,987	41,321,975	20,660,988		21,000,000

件名	議会の委任による専決処分 ^の 報告について (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年7月12日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成28年7月12日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金81,557円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成28年5月22日</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市美萩野二丁目228番地2 県営住宅末恒第2団地内</p> <p>ウ 事故の状況 県営住宅末恒第2団地において、排水管が詰まり、他階からの排水が逆流して和解の相手方の住戸の台所流し台の排水口から溢れ出たことにより、和解の相手方所有の家財が汚損したものである。</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について (平成28年7月12日専決)										
提出理由	<p>1 提出理由 県営住宅の家賃を滞納したことに係る県営住宅の明渡し等の請求に係る起訴前の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定に基づき平成28年7月12日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 県営住宅入居者 米子市個人 乙 保証人 西伯郡伯耆町個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p>										
及び概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 45%;">訴訟の概要</th> <th style="width: 45%;">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸借契約</td> <td>県営住宅及び駐車場の明渡し</td> <td> ① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを撤回し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。 ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。 ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明け渡す。 ④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。 ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明け渡す。 </td> </tr> <tr> <td>金銭債務</td> <td> ① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額（170,400円）の支払い。 ② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から駐車場明渡しの日までの期間に係る近傍同種の駐車場使用料の2倍の額（4,800円）の支払い。 </td> <td> ⑥ 396,900円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から平成28年5月分までの家賃相当額（月額14,700円）を支払ったことを確認する。 ⑦ 32,400円（滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から平成28年5月分までの駐車場使用料相当額（月額1,200円）を支払ったことを確認する。 ⑧ 損害賠償金として276,984円を支払ったことを確認する。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	賃貸借契約	県営住宅及び駐車場の明渡し	① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを撤回し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。 ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。 ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明け渡す。 ④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。 ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明け渡す。	金銭債務	① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額（170,400円）の支払い。 ② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から駐車場明渡しの日までの期間に係る近傍同種の駐車場使用料の2倍の額（4,800円）の支払い。	⑥ 396,900円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から平成28年5月分までの家賃相当額（月額14,700円）を支払ったことを確認する。 ⑦ 32,400円（滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から平成28年5月分までの駐車場使用料相当額（月額1,200円）を支払ったことを確認する。 ⑧ 損害賠償金として276,984円を支払ったことを確認する。
区分	訴訟の概要	和解の概要									
賃貸借契約	県営住宅及び駐車場の明渡し	① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを撤回し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。 ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。 ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明け渡す。 ④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。 ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明け渡す。									
金銭債務	① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額（170,400円）の支払い。 ② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から駐車場明渡しの日までの期間に係る近傍同種の駐車場使用料の2倍の額（4,800円）の支払い。	⑥ 396,900円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から平成28年5月分までの家賃相当額（月額14,700円）を支払ったことを確認する。 ⑦ 32,400円（滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から平成28年5月分までの駐車場使用料相当額（月額1,200円）を支払ったことを確認する。 ⑧ 損害賠償金として276,984円を支払ったことを確認する。									
	<p>(3) 和解の趣旨 ア 和解の相手方が未払家賃及び未払駐車場使用料を支払ったこと。 イ 和解の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。</p>										

<p>件 名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (13) 鳥取県地球温暖化対策条例の一部改正について (平成28年8月16日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 条例の規定中引用する地球温暖化対策の推進に関する法律の条項を改める。</p> <p>(2) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(対策計画の策定等)</p> <p>第5条 知事は、本県の自然的社会的条件に応じた<u>法第19条第2項</u>に規定する施策並びに県の事務及び事業に関する<u>法第21条第1項</u>に規定する措置に関する計画（以下「対策計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 対策計画は、次に掲げる事項並びに<u>法第21条第2項各号及び第3項各号</u>に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあつては、<u>法第21条第4項及び第6項から第9項</u>までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(特定事業者の取組計画)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により取組計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該取組計画を提出した特定事業者（以下「計画事業者」という。）が公表を希望しない場合において、それが当該計画事業者の権利利益（<u>法第27条第1項</u>に規定する権利利益をいう。）が害されるおそれがあることその他正当な事由によるものであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(対策計画の策定等)</p> <p>第5条 知事は、本県の自然的社会的条件に応じた<u>法第20条第2項</u>に規定する施策並びに県の事務及び事業に関する<u>法第20条の3第1項</u>に規定する措置に関する計画（以下「対策計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 対策計画は、次に掲げる事項並びに<u>法第20条の3第2項各号及び第3項各号</u>に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあつては、<u>法第20条の3第4項及び第6項から第9項</u>までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(特定事業者の取組計画)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により取組計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該取組計画を提出した特定事業者（以下「計画事業者」という。）が公表を希望しない場合において、それが当該計画事業者の権利利益（<u>法第21条の3第1項</u>に規定する権利利益をいう。）が害されるおそれがあることその他正当な事由によるものであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>4～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (14) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成28年8月17日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 県営住宅の入居者及びその保証人に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成28年8月17日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 相手方 県営住宅入居者 3名 保証人 1名</p> <p>(2) 請求の趣旨 県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及びその保証人に対し、当該県営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し並びに未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>